

一般社団法人田川地区防災協会各部会規程

制定 平成24年6月1日

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人田川地区防災協会定款（以下「定款」という。）第34条第5項の規定に基づき、一般社団法人田川地区防災協会（以下「協会」という。）の各部会の組織及び運営について定める。

(目 的)

第2条 各部会は、消防機関及び各部会相互の連絡協調及び防災思想の普及徹底に努めると共に、各部会の健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 各部会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各部会に関連する災害予防における啓蒙啓発に関すること。
- (2) 各部会と消防本部及び消防署の協力体制の確立に関すること。
- (3) 各関連団体及び各部会との連絡協調に関すること。
- (4) その他、各部会の目的のために必要な事項。

(会 員)

第4条 各部会の会員は、協会入会時にその所属する業態に応じて構成する。

(役 員)

第5条 各部会に、次の役員を置く。

- (1) 部会長 1人
- (2) 部役員 若干人
- (3) 評議員 若干人

(役員を選任)

第6条 部会長及び部役員は、協会の各部会に所属する理事の中から互選する。

- 2 評議員は、各部会に所属する会員の中から部会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

- 2 部役員は、部会に出席し、会務を議決する。
- 3 評議員は、部会に出席し、会務を審議し執行する。

(会 議)

第8条 会議は、部会長が招集し、議長は部会長をもってこれに当たる。

- 2 部会は、必要に応じて分科会を設けることができる。

(顧問)

第9条 部会に田川地区消防本部消防長を顧問として置く。

2 顧問は、部会に出席して、意見を述べることができる。

(委任)

第10条 部会の運営について、必要な事項は、部会長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、一般社団法人の登記の日から施行する。